

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様への主な支援【個人（家庭）向け】

※この情報は、令和3年6月22日現在の主な支援制度の概要をまとめたものです。今後、内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
 詳細については、問い合わせ先にご確認ください。

R3. 6. 22現在

区分	制度等の名称	概 要	問い合わせ先
給付金等	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	<p>○ひとり親世帯分 【対象者】 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けているかた ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた。ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者を受給しているかたと同じ水準になっているかた 【給付額】：児童一人当たり5万円</p> <p>○ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 【対象者】 下記①～③のいずれかに該当し、かつ、ア又はイに該当するかた ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けているかた ②中学校卒業から18歳年度末までの子（障がい児については20歳未満）を養育されているかた ③令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児を養育されるかた</p> <p>ア. 令和3年度分の市民税均等割が非課税であるかた イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、アと同様の事情にあると認められるかた 【給付額】：児童一人当たり5万円 ※上記ひとり親世帯分の給付金を受給したかたは支給対象外</p>	こども教育課 子育て支援係 電話0255-74-0039
	住居確保給付金	<p>【支給対象者】次のいずれにも該当するかた ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがあること。 ②申請日において、離職、廃業等の日から2年以内であること。又は、給与等の収入を得る機会が自己の責任によらない理由で減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度にあること。 ③離職等の日において、自己の属する世帯の生計を主に維持している者であること。 ④申請日の属する月の申請者と同一世帯員の収入合計額が、基準額（市民税均等割が非課税となる収入額の1/12）に申請者が居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。 ⑤申請日における申請者と同一世帯員の金融資産合計額が、基準額（同）の6倍（100万円が上限）以下であること。 ほか 【支給額】月ごとの家賃相当額 【支給期間】原則3か月間（一定の要件を満たす場合は、最長9か月（※令和2年度中に新規申請して受給を開始したかたは12か月）間まで延長可能）</p>	福祉介護課 援護係 電話0255-74-0061
	国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金	<p>【対象者】感染症に感染、又は感染が疑われ療養のために労務に服することができない被保険者（被用者のみ） 【支給額】（直近の継続した3か月間の給与と収入の合計額÷就労日数）×（2/3）×支給対象となる日数（支給を始める日は、労務に服することができなくなった4日目以降） 【支給期間】R2年1月1日～R3年9月30日（延長される場合あり）の間で療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）</p>	<p>【国民健康保険】 健康保険課 国民健康保険係 電話0255-74-0014</p> <p>【後期高齢者医療】 健康保険課 医療年金係 電話0255-74-0056</p>
家計支援・消費喚起	<p>【市独自】 妙高ささエール商品券発行事業</p>	<p>マイナンバーカードの取得促進を目的に、特典として市内で利用できるプレミアム付商品券（妙高ささエール商品券）を販売 【プレミアム率】50%（1万5千円の商品券を1万円で購入）※一人1冊まで 【対象者】令和3年10月31日までにカードを取得済み又は取得申請したかた 【販売・使用期限】令和3年8月1日～令和3年11月30日 【販売場所】商工会議所・商工会、市内郵便局、新井信用金庫本・支店、くびき野情報館、妙高高原観光案内所、市役所・両支所</p>	<p>【商品券に関すること】 観光商工課 商工振興グループ 電話0255-74-0019</p> <p>【マイナンバーに関すること】 市民税務課 市民窓口グループ 電話0255-74-0009</p>

区分	制度等の名称	概要	問い合わせ先
生活資金の貸付	緊急小口資金	【対象者】感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯 【貸付上限額】学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内、その他の場合は10万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期間】2年以内 【金利/年】無利子	妙高市社会福祉協議会 電話0255-72-7660
	総合支援資金（生活支援費）	【対象者】感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 【貸付上限額】単身世帯は月15万円以内、2人以上世帯は月20万円以内 ※貸付期限は原則3か月以内 【据置期間】1年以内 【償還期間】10年以内 【金利/年】無利子	妙高市社会福祉協議会 電話0255-72-7660
	新型コロナウイルス感染症対策 勤労者生活支援特別融資制度	【対象者】感染症の影響により収入が減少したかた 【貸付金額】10万円以上30万円以内（1万円単位） 【返済期間】5年以内（うち据置6か月以内） 【金利/年】1.6%（2021.4/1現在、固定金利） 【担保等】担保不要、保証は日本労信協の保証（保証料はろうきん負担）	新潟県労働金庫 新井支店 電話0255-73-7111
	離職者生活ローン	【対象者】感染症の影響を受け、勤務先の倒産や解雇等、自己の責任によらない理由で離職されたかた 【貸付金額】10万円以上50万円以内（1万円単位） 【返済期間】5年以内（うち据置6か月以内） 【金利/年】1.6%（2021.4/1現在、固定金利） 【担保等】担保不要、保証は日本労信協の保証（保証料はろうきん負担）	新潟県労働金庫 新井支店 電話0255-73-7111
修学支援	高等教育修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）	【対象者】高等教育修学支援新制度の支援対象となる大学、短大、専門学校等に通う住民税非課税世帯・準ずる世帯（4人世帯の目安収入～380万円）の学生・生徒 ※感染症の影響により父母等の収入が大きく減ったかたは「家計の急変」として申込可能 【支援内容】授業料・入学金の減免＋給付型奨学金の支給	日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話0570-666-301
	貸与型奨学金（無利子・有利子）	【対象者】大学、短大、専門学校等に通う学生・生徒で、保護者の失業等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与が必要となったかた 【家計基準】4人世帯・私立大学・自宅通学の場合の目安収入：無利子～約800万円、有利子～約1,100万円 ※家計急変後の年間所得見込額で基準を満たすかどうかを判定	日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話0570-666-301
	貸与型奨学金（無利子）	【対象者】新潟県内に所在する高等学校及び高等専門学校ならびに専修学校（高等課程）または大学（短大を含む）及び専修学校（専門課程）に通う学生・生徒で、保護者の失業等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与が必要となったかた 【貸付金額】高等学校・専修学校（高等課程）・高等専門学校（第1学年～第3学年）：15,000円/月 高等専門学校（第4学年～第5学年）・大学（短大含む）・専修学校（専門課程）：30,000円/月 【返済期間】10年以内 ※失業等の事由を証明できる書類を添付	こども教育課 学校教育係 電話0255-74-0037

区分	制度等の名称	概 要	問い合わせ先
猶予・減免	納税猶予（既存制度）	<p>【対象者】 次のいずれかの個別の事情がある納税者</p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合（感染症患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合）</p> <p>②本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合（市税を一時に納付できない額のうち、医療費等に付随する費用）</p> <p>③営む事業を休廃業した場合（市税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額）</p> <p>④営む事業に著しい損失を受けた場合（市税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額）</p> <p>【猶予期間】 原則1年間</p> <p>【延滞金】 猶予期間中の延滞金の全部又は一部を免除</p>	市民税務課 収納グループ 電話0255-74-0010
	臨時特例による国民年金保険料の免除	<p>【対象者】 次のいずれの要件も満たすかた</p> <p>①R2年2月以降に、感染症の影響により収入が減少したこと。</p> <p>②R2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。</p> <p>【対象期間】 R2年2月分以降の国民年金保険料</p> <p>【特例の内容】 本人・配偶者・世帯主の所得により、全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予</p>	上越年金事務所 電話025-524-4112
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	<p>【対象者】 次の①②のいずれかに該当する納税（納付）義務者</p> <p>①感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合</p> <p>②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する場合</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3/10以上であること。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>【減免対象】 R3年度分の保険税（保険料）でR3年4月1日～R4年3月31日に納期限が設定されているもの。なお、R2年度末に資格を取得したこと等によりR3年4月以後に納期限が設定されているものについても適用される場合があります。</p> <p>【減免割合】 上の①に該当する場合は全額免除、②に該当する場合は前年の合計所得に応じた割合で減免</p>	<p>【国民健康保険】 健康保険課 国民健康保険係 電話0255-74-0014</p> <p>【後期高齢者医療】 健康保険課 医療年金係 電話0255-74-0056</p>
	介護保険料の減免	<p>【対象者】 次の①②のいずれかに該当する被保険者</p> <p>①感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合</p> <p>②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア・イのいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上）</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3/10以上であること。</p> <p>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>【減免対象】 R3年度分の介護保険料であって、R3年4月1日～R4年3月31日に納期限が到来するもの ※R2年度分の介護保険料で、資格取得の時期によりR3年4月以後に納期限が到来したものも含む</p> <p>【減免割合】 上の①に該当する場合は全額免除、②に該当する場合は前年の合計所得に応じた割合で減免</p>	福祉介護課 高齢福祉係 電話0255-74-0016
	奨学金の返還猶予	<p>【対象者】 感染症の影響により市の奨学金の返還が困難となったかた</p> <p>【猶予期間】 1年（R3年度返還分）</p>	こども教育課 学校教育係 電話0255-74-0037